

統計法の新しい形態

— 西ドイツの1987年連邦統計法 —

浜 砂 敬 郎

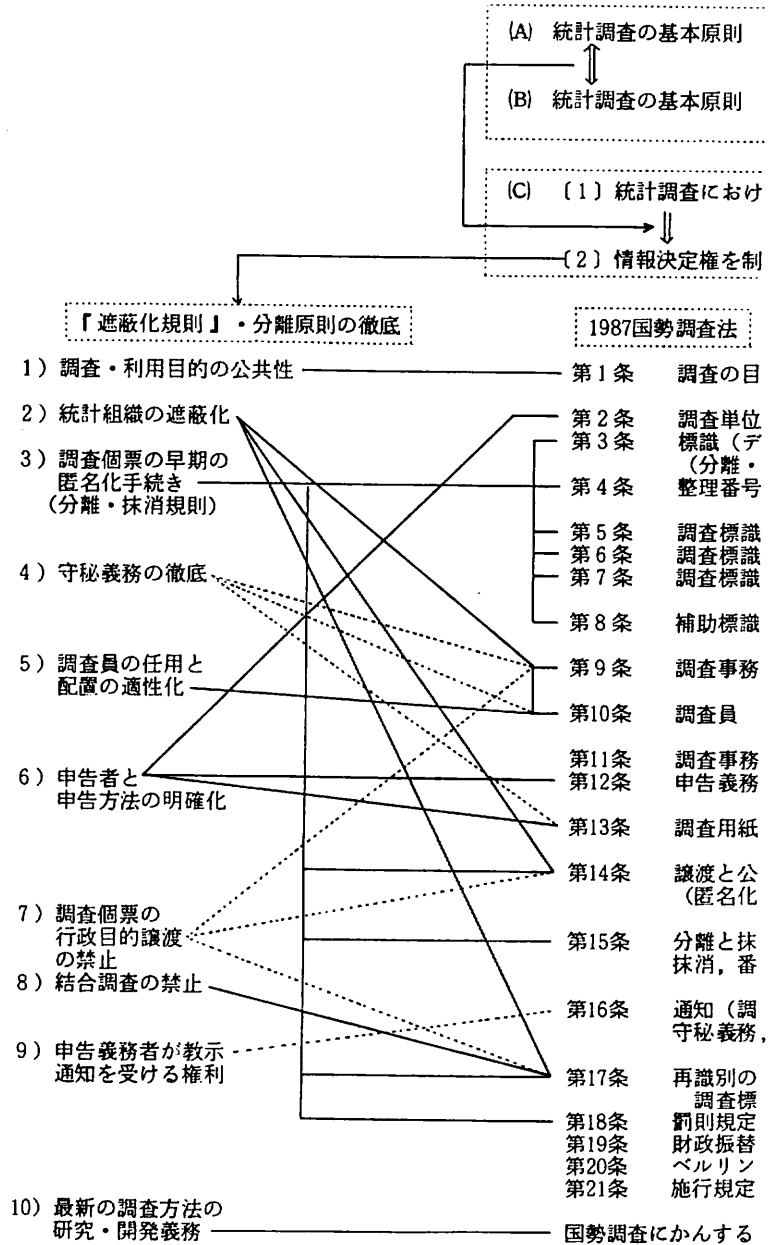
はじめに

こんにち、先進資本主義国の統計調査環境は、統計調査の存立にかかわる秘密保護と申告義務の問題を提起することによって、統計法と統計政策に、大きな転換期をもたらしている⁽¹⁾。われわれは、転換期の典型相を、1980年代の西ドイツの統計改革において見ることができ、改革の画期的な様相から、プライバシー現象という特殊歴史的な社会事象が、統計調査の理論的技術的過程を内在的に規定しており、統計制度の基本的動因であることを確証することができる⁽²⁾。

周知のように、西ドイツでは、1983年国勢調査が、全国的な抗議運動と、連邦憲法裁判所の違憲判決によって中止された。抗議運動は、大都市から連邦領土全体に、「燎原の火のように」⁽³⁾ 拡大し、広範な社会的階層を吸引することによって、戦後最大の規模と組織力をみせている。それは、運動の発端となった反核兵器運動から理論的にも実践的にも分離し、独自のプライバシー保護運動に成長した。

運動のなかでは、1960年代から、わが国や欧米諸国のセンサス統計において表面化していた問題点が、対立の争点となって浮き彫りにされ、すべての問題点にたいして、違憲判決によって、法律的な判断が与えられた。なかでも、西ドイツの国勢調査では、調査個票を統計作成以外の行政目的に利用することが認められていたために、違憲訴訟では、統計調査の秘密保護の必要性が確認されただけでなく、それを基礎づける統計調査の基本原則(I)として、プライバシー保護の新しい権利規定＝「個人情報にかんする自己決定権」が定立された。判決は、また「個人情報にかんする自己決定権」との対抗関係において、統計調査の基本原則(II)＝「調査目的の公共性」を、統計調査の申告義務を成立させる根拠として措定している。二つの現代的な統計調査の基本原則の対抗関係は、きわめて深刻であって、違憲判決は、両基本原則を、ともに成り立たせるために、統計調査のすべての局面を変革する技術的組織的な措置を要請した⁽⁴⁾。①統計調査の調査目的、および調査結果の利用目的の公共性の明示、②プライバシー保護の観点に立つ調査項目の選択、③新しい調査方法の模索と調査手続きの基本的変更、④調査事項と個人識別標識の分離、⑤調査個票の譲渡の制限と管理の強化、⑥統計調査員の任用と配置の適正化、および⑦統計組織を他の行政組織から隔離する「統計と行政の分離原則」の徹底が、すなわち、それであ

表1 国勢調査違憲判決と



新・旧国勢調査法の対応関係

(I) 個人情報にかんする自己決定権 匿名性と「統計と行政の分離」原則

(II) 調査目的の公共性 — 情報決定権の制限と申告義務の合憲性
 統計調査におけるプライバシー侵害の甘受

る個人データの特異性 — 統計データの一般的汎用的性格
 調査局面における非匿名データ=調査個票の存在

限するための補償措置・手続きの必要性

1983国勢調査法

的, 種類と期日	第1条	目的規定なし
ータ媒体への記憶)		規定なし
抹消規則の前提)		規定なし
と識別番号(データ媒体への記憶)		規定なし
(国勢・職業)	第2条	調査事項(国勢・職業)
(建築・住宅)	第3条	調査事項(建築・住宅)
(事業所)	第4条	調査事項(事業所)
(標識と利用規定)		規定なし
所(服務者の守秘義務規定を含む)	第7条	調査事務所(遮蔽化規定なし 服務者の守秘義務規定なし)
(任用・服務・住居立入りの同意)	第6条	調査員(配置・守秘義務の規 定なし)
(守秘義務規定)	第8条	調査事務所へのデータの譲渡
所へのデータの譲渡	第5条	申告義務者の規定
(他計・自計・個人申告・密封・郵送)	第10条	申告義務(任意申告規定なし)
表(統計目的での個別データ媒体)	第9条	統計目的外の譲渡を許可
規定・譲渡目的・利用の規定)		
消(審査後の分離, 小地域確定後の 号の抹消, 抽出枠の規定)		規定なし
査目的・種類・範囲, 標識の種類, 申告の方法, 譲渡・公表の範囲etc.)		規定なし
禁止(統計目的外の調査個票と 識の結合の禁止) (第17条につき)		規定なし
条項	第11条	規定なし
	第12条	財政振替
	第13条	ベルリン条項 施行規定
専門家委員会の設置		

る。違憲判決の内容を、再立法された国勢調査法と対照すると、表1のようになる⁽⁵⁾。

判決の要請が、きわめて画期的であり、包括的であることから、改革は、国勢調査法（1985年11月成立）やマイクロセンサス法（同年6月成立）のような個別法の改正に止まらず、政府統計の目的規定、調査概念および組織原則に根本的な改革を引き起こしている。そのために、改革は、政府統計の基本法である連邦統計法の全面的な改正におよび、統計政策の新しい指導理論を構築する契機をもたらしている。本稿の課題は、1987年1月に成立した連邦統計法を、連邦政府の法原案、および1980年に改定された旧連邦統計法と比較することによって、新しい統計法が内包する統計実践の現代的な課題を明らかにすることである。

1987年連邦統計法は、法案が1986年1月に連邦参議院に報告され、同年4月に連邦参議院の要求を付けて、連邦議会に提出された。連邦政府の法原案は、政府内部における起草過程だけでなく、連邦議会の審議過程においても、公聴会をふくめて11回におよぶ内務委員会の精力的な審議が行われ、大きな修正を受けている⁽⁶⁾。そのことによって、緑の党のように、最後まで反対する政党も存在したが、西ドイツのいろいろな政治組織や社会階層の要求が、受け入れられた。また、新しいマイクロセンサスや1987年国勢調査のための再立法、調査の実施計画と実査の経過、再発生した調査反対運動の経験をふまえて、法案の審議は行なわれているから、成立した1987年連邦統計法は、今日の統計調査環境問題が提起している課題に、総括点を与えていると言えよう。

注

- (1) M. バルマー編『統計調査とプライバシー』（日本統計研究所編訳）第Ⅲ部「人口センサスとプライバシー」1982年、拙稿「統計調査の現状」『日本統計研究所研究所』第5号 1980年、P.Redfern (H. a. g). "Studie über die Zukunft der Volkszählung : Alternative Ansätze", とくに "Die Volkszählung in den sechs besuchten Staaten" "Anlage 1 Dänemark", "Anlage 5 Schweden" 1983. および L. Herberger "Introductory Remarks to the future of the population census" S. Johansson "Statistics based on administrative records as a substitute or a valid alternative to a population census", in Proceedings of the 46th session, Bulletin of the International Statistical Institute, 1987. P65-70, P89-100. Günter C. Vieten, "Holland-ein Land läßt sich nicht zahlen" in "Die Volkszählung" (Herausgegeben von J. Taeger) 1983.
- (2) 拙稿「西ドイツの国勢調査はなぜ延期されたか」<上>、<下>『西日本新聞（夕刊）』1983年7月11日と12日号、拙稿「統計調査におけるプライバシー問題の

新局面 -西ドイツの1983年国勢調査中止問題- 『統計学』第47号1984年, および
拙稿(翻訳資料)「西ドイツ1983年国勢調査法にかんする連邦憲法裁判所の判決文」
『経済学研究』(九州大学)第50巻 第1・2合併号 1984年, 拙稿“Aktueller
Querschnitt durch die Erhebungsbedingungen der westdeutschen Regierungssta-
tistik…<1>” 『経済学研究』第52巻 第1~4合併号 1987年拙稿「西ドイツの
1987年国勢調査にかんするグローマンレポート(於:東京, '87年9月)『経済学
研究』(九州大学)第53巻 第6号 1988年 拙稿「西ドイツの統計改革 —1987
年国勢調査法の成立と意義 —」(津守常弘・原田博編『西ドイツの企業経営と公
共政策』所収)1989年 参照。

- (3) “Der Spiegel” 1983年2月21日号 S.104f.
- (4) 注(2)の拙稿「統計調査におけるプライバシー問題の新局面 —西ドイツの1983年
国勢調査中止問題 —」と(翻訳資料)「西ドイツ1983年国勢調査法にかんする連
邦憲法裁判所の判決文」参照。
- (5) 注(2)の拙稿「西ドイツの統計改革 —1987年国勢調査法の成立と意義 —」 286
~287頁
- (6) Gesetzentwurf der Bundesregierung. Entwurf eines Gesetzes über die Stati-
stik für Bundeszwecke (Bundesstatistikgesetz-BStatG) Bundestagsdrucksache
10/5345, 1986, “Beschlussempfehlung des Innenausschusses (4. Ausschuss) zu
dem von der Bundesregierung eingebrachten Entwurf eines Gesetzes über die
Statistik für Bundeszwecke(Bundesstatistikgesetz-BStatG)” Bundestagsdruck-
sache 10/6638 1986. “Bericht des Innenausschusses zu dem von der Bundes-
regierung eingebrachten Entwurf eines Gesetzes über die Statistik für Bun-
deszwecke”(Bundesstatistikgesetz BStatG) Bundestagsdrucksache 10/6666 1986.

(1)

新旧連邦統計法の比較表(表2)が示しているように, 1987年の改正は, 全面的である。
しかし, 連邦統計法の改正目的は, 「国勢調査判決=(違憲判決…浜砂注)に, 連邦統計
法を適合させること⁽⁷⁾」にあるから, 新しい法規定に, 違憲判決が提示した現代的な統
計調査の二つの基本原則が, どのように法文化されているかが, 考察の第一の視点である。
考察の便宜のために, 本稿では, 旧連邦統計法を, 『80年法』, 1987年連邦統計法と, そ
の政府原法案を, それぞれ『87年成立法』と『87年法案』と略称する。また, 『87年成立
法』の条文については, 引用を示すかわりに, それを, 本稿末尾に, 一括し, 資料「1987

表2 連邦統計法の新旧比較

1987年法	1980年法
第1条 連邦目的の統計 中立性・客観性の原則	第一章 連邦統計局 第1条・第2条
第2条 連邦統計局	第3条 連邦統計局の課題
第3条 連邦統計局の課題	第二章 統計審議会 第4条・第5条
第4条 統計審議会	第三章 連邦統計の指定 第6条 連邦統計の指定
第5条 連邦統計の指定(旧法第6条)	第7条 (新法第9条) 第8条 (新法第20条)
第6条 連邦統計の準備と実施の ための措置	第四章 特別手続き規定 第9条 (業務統計の作成)
第7条 特殊目的の調査(新条項)	
第8条 行政業務のデータの加工	
第9条 連邦統計の法律の規定範囲	
第10条 調査標識と補助標識	
第11条 調査票 (第2項をのぞくと新条項)	
第12条 補助標識の分離と抹消 (新法では第11条第7項)	
第13条 住所データ体	
第14条 調査の委託者(守秘義務)	
第15条 申告義務	第五章 申告義務 第10条
第16条 秘密保護	第六章 秘密保護 第11条
第17条 (被調査者への)通知	(任意申告の通知 第7条2項)
第18条 EC共同体の統計調査	第七章 EC共同体の統計調査と 国際業務規定 第12条 EC共同体 第13条 国際業務
第19条 連邦統計局の国際的な業務	
第20条 連邦統計の経費 (旧法第8条)	
第21条 再識別の禁止(新条項)	
第22条 罰則規程	
第23条 罰金規程	第八章 罰金規程 第14条 (規定なし)
第24条 秩序違反法の規定に おける行政官庁	
第25条 州・自治体統計での申告拒否・ 抗告の遅延効果無効規定	
第26条 権限譲渡規程	第九章 権限譲渡および決議規定 第15条 権限譲渡規程 第16条 ベルリン条項 第17条 施行規定
第27条 ベルリン条項	
第28条 施行規定	

年連邦統計法（条文）」として掲げている。

連邦政府と連邦議会の内務委員会は、新しい連邦統計法の「本質的」に重要な規定内容を、つぎの5つの項目にまとめている。

- 「(1) 法規命令によって指定され、申告義務をそなえる連邦統計を、企業、経営および事業所における経済統計と環境統計に限定すること、
- (2) 統計の秘密保護とデータ保護を保障するための決定的な前提条件として、調査標識と補助標識にかんする規定ならびに補助標識の分離と抹消にかんする規定を設けること、
- (3) 信頼性と秘密保持を確保し、調査業務から得られる知識にかんする特別な行政的な禁止規則を基礎づけるために、調査員、面接調査員および他の統計関係者にたいする特別の要請を確定すること、
- (4) 統計の秘密を保護するために、例外規定を制限すること、
- (5) 国民のなかに連邦統計にたいする受容性を高めるために、被調査者を啓発すること。」⁽⁸⁾

また、第5項の主旨にそって、「調査の重要な要素と関係者の権利義務」⁽⁹⁾を、被調査者に通知する条項が、改正によって、はじめて連邦統計法に設けられている。通知される事項は、連邦統計法の新しい内容を、要約的に表示しているから、ここに紹介をしておこう。

「 第17条 通 知

被調査者は、文書で、つぎのことについて通知を受けなければならない。

1. 調査の目的、種類および範囲
2. 統計の秘密保持（第16条）
3. 申告義務の存在、ないしは申告の任意性（第5条第2項と第15条）
4. 分離と抹消（第12条）
5. 調査委託者の権限と義務（第14条）
6. 申告請求にたいして、拒否と抗告が遅延させる効果をもたないこと（第15条第6項）
7. 住所データ体を作成するための補助標識と調査標識（第13条第2項）
8. 連続番号と整理番号の意味と内容（第9条第2項）」

新しい連邦統計法の「本質的」に重要な内容規定と、被調査者にたいする「通知」事項は、ほとんど統計調査の申告義務規定と秘密保護規定にかかわっている。したがって、われわれも、両規定にかんする連邦統計法の条文に、考察の焦点を絞ろう。

第一に、申告義務規定について、申告義務を直接的に規定する『87年成立法』第15条と、『80年法』第10条⁽¹⁰⁾を比較することから、考察をはじめよう(表3)。それは、第1項の申告義務にかんする基本規定に、注目すべき重要な相違点が見られるからである。

『80年法』と『87年法案』では、「(調査)回答が任意であることが、明示されていないかぎり、合法的に設定された質問には、回答することが義務づけられる」⁽¹¹⁾と、連邦統計には、申告義務が存在することが、大前提とされていた。それにたいして、最終的に可決された『87年成立法』では、連邦統計を指定する一つひとつの調査法規によって、申告義務の有無と範囲を定めることを要請している。また、申告義務の有無に関連して、第5条「連邦統計の指定」は、わが国の行政規則にあたる法規命令(Rechtverordnung)によって、申告義務を課することができる統計を、企業や事業所にかんする経済統計と環境統計に制限している。

申告義務規定は、統計調査の「真実性と完全性」を確保するための強制規定であって、統計調査の基本原則＝「個人情報にかんする自己決定権」と対抗関係にあるから、規定の適用にかんする修正は、新しい連邦統計法の審議において、最も白熱した論争を引き起こしている⁽¹²⁾。

連邦政府が、『87年法案』において、「被調査者の基本的な申告義務」を前提する理由は、つぎのようである。

- ① 「政府統計が、有効に機能するためには、調査データに可能なかぎり高い正確性と真実性が必要であって、それは、連邦憲法裁判所の国勢調査判決の要請であること」
- ② 調査の回答が任意でも、申告義務にもとづく統計調査と同じ程度の「証言力(Aussagekraft)」を確保できる条件がないかぎり、申告義務を放棄することはできないこと、
- ③ 申告義務規定の必要性にかんする判断は、統計調査の継続期間中でも行なうことができ、任意調査に移行できること(第5条第3項第2段)。
- ④ 「情報調査と情報処理の新しい方法にかんする調査研究」によって、申告義務が放棄できる前提条件を検討すること、マイクロセンサス法にもとづく試験調査(1985年～1987年)は、そのための研究調査である⁽¹³⁾。

政府法案との対立が、最もきわだった提案は、経済組織や社会団体と違って、「自然人」は、「個人情報にかんする自己決定権」にもとづいて、「申告義務を免れること」ができるという緑の党の動議であった。

緑の党によると、個人は、経済組織や社会団体と違って、その基本的な権利を、特別に保護されるべきである。しかも、個人が対象である連邦統計は、僅かであって、申告義務

表3 申告義務規定の比較

	87年法(第15条)	87年法政府原案(第15条)	80年法(第10条)
第1項	(1) 基本規定 申告義務は、調査法規に、義務の有無と範囲が規定されているとき。	(1) 基本規定 回答の任意性が明示されていなければ申告義務あり。	(1) 基本規定 回答の任意性が明示されていなければ申告義務あり。
第2項	1) 申告義務は、調査委託者にたいして発生 (80年法に同じ)	1) 申告義務は、調査委託者にたいして発生 (80年法に同じ)	1) 規定あり。同一
第3項	1) 申告の真実性・完全性と期限遵守の規定 (80年法に同じ) 2) 申告の履行は、1)を遵守の調査票が、調査事務所に到着したとき 3) 回答の無料提供の規定 法規の規定がなければ、申告者が経費負担 (80年法に同じ)	1) 申告の真実性・完全性と期限遵守の規定 (80年法に同じ) 2) 申告の履行は、1)を遵守の調査票が、調査事務所に到着したとき(新規定) 3) 回答の無料提供の規定 法規の規定がなければ、申告者が経費負担 (80年法に同じ)	1) 規定あり。同一 2) 規定なし 3) 規定あり。同一
第4項	1) 調査票の回答は、文書または、口答でできる (調査員調査の場合)	1) 調査票の回答は、文書または、口答でできる (調査員調査の場合) (第11条に独立)	1) 自計調査での調査票記入規定 2) 回答の真実性の誓約署名規定
第5項	1) 調査票の返送の選択可能性 (手渡し・密封封筒・郵送直接事務所に届ける)	1) 調査票の返送の選択可能性 (手渡し・密封封筒・郵送直接事務所に届ける)	規定なし
第6項	1) 申告拒否・異議申立は、申告の遅延効果を持たない	1) 申告拒否・異議申立は、申告の遅延効果を持たない	規定なし

その他の申告義務条項	
第5条 連邦統計の指定(旧法第6条) 1) 法律による統計の指定 2) 申告義務を法規命令によって規定する統計の限定	第23条 罰金規定
第11条 調査票 1) 自計調査の調査票記入規定 2) 回答の真実性誓約署名規定	第25条 州・自治体統計での申告拒否・抗告の遅延効果無効規定 (地方自治体首長会議の要求:政府原案になし)

の適用は、必ずしも必要ではない。また、申告義務の存在が、原則的に前提されているところでは、試験調査を行なっても、任意申告の調査結果を、公平に評価することはできない⁽¹⁴⁾。要するに、「自由－民主主義的な法治国家の国民は、データが国民の問題を解決するために不可欠であることを確信する場合のみ、見通すことができる分野について、データを自発的に提供することを求められるべきである」⁽¹⁵⁾と。

連邦政府と緑の党の対立する見解を両極とすると、その中間にあって、『87年成立法』として確定した条文は、連立与党の自由民主党(F. D. P.)と社会民主党(S. P. D.)の修正動議にもとづいている。

動議の要旨は、つぎのようにまとめることができる。

- 1) 申告義務規定の必要性は、調査対象領域によって異なるから、立法府が、申告義務の有無と範囲を、一つひとつの個別統計にかんする調査法規によって、審議し、決定すべきであること、
- 2) そのことは、「将来、大多数の統計が、任意回答法によってしか作成できないという印象を生むものではなく」、とくに経済領域の統計調査においては、「回答の任意性は、統計を失敗させることと同義である」こと、
- 3) 動議提案は、とくに社会民主党によっては、「これ以上後退できない」、しかも「法律全体に賛成するための重要な前提条件」であって、それは、連邦憲法裁判所の国勢調査判決の要請であること⁽¹⁶⁾。

もとより、キリスト教民主同盟・社会同盟(C. D. U./C. S. U.)は、連邦政府が、「変更動議を強く拒絶すること」を懸念し、連邦政府は、①これまでの経験によると、経済統計の分野では、任意調査では、信頼性と完全性をそなえる統計を得ることはできず、②バイエルン州統計局長の証言のように、現行統計の95%では、申告義務が適用されていることを強調した。とくに、連邦経済省と連邦統計局が、緑の党の対立案にたいして、原案、ないしは経済統計における申告義務規定の必要性を擁護している。そして、最終的には、連立与党と社会民主党が、「国勢調査判決の要請にしたがって、期限がない(申告義務規定の…浜砂注)存続を認めるのではなくて、議会が、そのことについて、活発に審議しなければならない」ことを確認することによって、修正動議が成立した⁽¹⁷⁾。

申告義務規定にかんする見解は、いずれも連邦憲法裁判所の国勢調査判決を、根拠づけにしているから、最大公約数的な見解として、判決の関連するところを引用しておこう。

「……個人は、むしろ社会共同体のなかで絡み合って、情報交換に依存する人格である。情報は、それが人的事項に関連するかぎり、社会的現実の写像であって、決して、当事者そのものに結びつけられない。連邦憲法裁判所の判決において、繰り返し強調されてきた

ように、基本法は、緊密な個人の絡み合いとして社会を、すなわち個人が共同体的に関連して結合する社会を規定した。ゆえに、個人は、情報にかんする自己決定権が、一般の公益のために制限されることを基本的に認めなければならない。

連邦統計法第6条第1項において適切に認められているように、自己決定権を制限するためには、基本法第2条第1項にもとづく（憲法に適う）法律的な根拠が必要であって、それは、制限の必要性和範囲を明確にして、国民に明示することによって、法治国家の明確性の原則を満足する。それを法律化するためには、立法府は、さらに比較性の原則に留意しなければならない。憲法上に地位を認められている本原則は、基本権そのものの本質にもとづいており、この基本権は国家にたいする国民の普遍的な自由権の表現であって、公益を保護するために必要であるかぎりにおいてのみ、制限が認められる。」⁽¹⁸⁾ (S. 139)

このように、新しい連邦統計法においては、申告義務規定の適用が、統計調査の一般原則からはずされ、一つひとつの統計調査において、適用の必要性を吟味する機会を与えられた。それは、申告義務規定が、調査目的の公共性によって根拠づけられるから、一つひとつの統計調査の公共的必要性について、社会的合意が得られることが、基本的な前提である。

したがって、新しい連邦統計法では、申告義務の存在が、著しく相対化され、限定的に法文化されているが、他方、一度申告義務の適用が認められた統計調査にかんしては、『80年法』と同様に、あるいは、もっと厳しく申告義務の履行を指示する規定が設けられている。① 被調査者が、調査回答の真実性と完全性を保障し、回答期限を遵守する規定（第3項）、② 文書回答の調査における回答履行（＝「合法的」記入の調査票の調査事務所への到着）規定（第3項）、③ 『80年法』の第4項第1文と第2文が独立した、調査票の回答様式をまもるための記入規定（第11条第1項）、および④ 回答の正確性を、署名によって確認する誓約規定（同第2項）が、すなわちそれである。また、申告拒否や異議申立が、調査回答を遅延させる効果を拒否する規定（第6項）は、『80年法』には存在していなかった、注目すべき申告強制条項である。さらに、申告違反者にたいする罰金規定（第23条）は、新しいマイクロセンサスや1987年国勢調査においても、厳しく適用されている⁽¹⁹⁾。

表4に掲げた、その他の申告義務に関連する条文を見ても、申告義務を制限する規定と、一度定められた申告義務については、その履行を厳格にする規定が設けられていることを、読みとることができよう。なお、第25条「州・自治体統計における申告拒否や異議申立が、調査回答を遅延させる効果を否定する規定」は、『87年法案』では、発議されていなかったが、州・地方自治体の要求によって、追加された条文である⁽²⁰⁾。

表 4 1987年連邦統計法の秘密保護・申告義務関連条項

(A) 統計機関の分離・遮蔽化規定と秘密保護・匿名化関連条項	(B) 申告義務関連条項
第1条 連邦目的の統計 1) 審議委員にデータ保護委員	第1条 連邦目的の統計 1) 中立性・客観性の原則 2) 社会的国家の前提条件
第4条 統計審議会 1) 審議委員にデータ保護委員	第3条 連邦統計局の課題 1) 調査計画の調整と調査結果の公共性
第6条 連邦統計の準備・実施措置 1) 試験調査の補助標識の分離 2) 調査個票の抹消規定	第5条 連邦統計の指定 1) 法律による統計の指定 2) 申告義務の法規命令による規定の制限 3) 調査目的・調査結果の公共的必要性の規定
第9条 連邦統計の法律の規定範囲 1) 調査・補助標識等の法規定による明示 2) 連続・整理番号の規定	第6条 連邦統計の準備・実施措置 1) 試験調査の申告義務の制限
第10条 調査標識と補助標識 1) 両標識の分離	第7条 特殊目的の調査 1) 一時調査・研究調査では申告義務なし
第11条 調査票 1) 補助標識の明示 2) 票の機械読み設計	第11条 調査票 1) 自計調査の調査票記入規定 2) 回答の真实性誓約署名規定
第12条 補助標識の分離と抹消 1) 匿名化のための技術的措置	第15条 申告義務
第13条 住所データ体 1) 利用目的と内容の厳密な規定	第17条 (被調査者への)通知 1) 回答の任意性・申告義務の通知
第14条 調査の委託者 1) 実査従事者の守秘義務 2) 実査従事者の適正任用・配置	第23条 罰金規定(申告違反)
第15条 申告義務 1) 調査票の返送の方法選択	第25条 州・自治体統計での規定 申告拒否・抗告の遅延効果の無効規定
第16条 秘密保護	第26条 経過規定 1) 連邦政府は、申告義務をもつ統計、申告義務の必要性と範囲について連邦議会に報告(1988年1月まで)
第17条 (被調査者への)通知	
第21条 再識別の禁止(新条項)	
第22条 罰則規定(第21条違反者罰則)	
第26条 経過規定 1) 統計作成委託機関における秘密保護	

注

- (7) 注(6)の文献 Bundestagsdrucksache 10/5345, 1986, S.1およびBundestagsdrucksache 10/6638 1986 S.1
- (8) 同上, それぞれ S.2, および S.1~S.2
- (9) 注(6)の文献 Bundestagsdrucksache 10/5345 S. 22
- (10) Bundesgesetzblatt (ausgegeben zu Bonn am 20. März 1980 Nr. 12) Teil I, S. 291.
- (11) 同上 S. 291, および注(6)の文献 Bundestagsdrucksache 10/5345, 1986, S.20.
- (12) 注(6)の文献 Bundestagsdrucksache 10/6638 1986, S.14~S. 15.
- (13) 注(6)の文献 Bundestagsdrucksache 10/5345 S.20
- (14) 注(6)の文献 Bundestagsdrucksache 10/6666 1986, S.23
- (15) "Beschlussempfehlung des Innenausschusses (4. Ausschuss) zu dem von der Bundesregierung eingebrachten Entwurf eine Volks-, Berufs-, Gebäude-, Wohnungs-, und Arbeitsstättenzählung (Volkszählungsgesetz 1986)" Bundestagsdrucksache 10/3843, S.49~S. 59。
- (16) 注(6)の文献 Bundestagsdrucksache 10/6666 1986 S.14 ~S.15.
- (17) 注(6)の文献 Bundestagsdrucksache 10/6666 1986 S.15。
- (18) 注(4)の拙稿(翻訳資料)「西ドイツ1983年国勢調査法にかんする連邦憲法裁判所の判決文」139頁
- (19) 例えば, 1987年国勢調査では, 調査ボイコットの指導者である, 緑の党の23名の連邦議会議員, 一人ひとりに8400マルクの罰金が課されている。"Hohe Geldbüßen gegen Grüne", Frankfurter Rundschau 紙, 1987年4月23日号。
- (20) 注(6)の文献 Bundestagsdrucksache 10/6666 1986 S.19

(2)

秘密保護に関連する規定についても, 申告義務規定と同様に大きな変化が見受けられる。ここでも, 調査回答の秘密保護を, 直接的に規定する『87年成立法』第16条と『80年法』第11条を比較することから, 考察をはじめよう(表5)。

『87年成立法』第16条は, 統計調査従事者の守秘義務にかんする基本規定(第1項), 調査個票の譲渡を認める目的規定(第2項~第6項), および譲渡された調査個票の秘密保護にかんする管理規定(第8項~第10項)から構成されている。

第1項は, 秘密保護の基本規定であるかぎりにおいて, 『80年法』第11条「秘密保護」

表5 秘密保護規定

	87年法(第16条)	87年法政府原案(第16条)	80年法(第11条)		
第1項	<p>調査個票の 1) 譲渡目的 2) 譲渡先</p>	<p>秘密保護規定 譲渡制限規定</p> <p>1) 統計調査従事者の 守秘義務 2) 特別の法規による 許可。適用除外例 ①被調査者の同意 ②一般入手のデータ ③集計データ ④匿名化済みの個票</p>	<p>調査個票の 1) 譲渡目的 2) 譲渡先</p> <p>秘密保護規定 譲渡制限規定</p> <p>左に同じ 左に同じ ③は第8項に ④の規定なし</p>	<p>調査個票 1) 譲渡目的 2) 譲渡先</p> <p>秘密保護規定 譲渡制限規定</p> <p>左に同じ 左に同じ ①被調査者の 同意の規定のみ ③は、別項に規定 ④は、別項に規定</p>	
第2項	<p>1) 統計実査・作成 2) 調査実施機関・ おける相互</p>	<p>統計目的 (非匿名票)</p>	<p>左に同じ 左に同じ</p>	<p>左に同じ 左に同じ</p>	<p>左に同じ 左に同じ</p>
第3項	<p>1) 地域集計・国民 経済計算の作成 2) 連邦・州統計局</p>	<p>統計目的 (非匿名票)</p>	<p>左に同じ 左に同じ</p>	<p>規定なし</p>	<p>規定なし</p>
第4項	<p>1) 立法の計画目的 (個別値をふく む統計表) 2) 連邦・州官庁 (個別事例を規 定しない立法)</p>	<p>1) 統計調査法で 規定の必要 2) 譲渡目的の厳守 (第8項で規定)</p>	<p>規定なし</p>	<p>規定なし</p>	<p>1) 行政目的 2) 連邦・州官庁 (第3項)</p> <p>1) 調査法規と調査票に 譲渡先・利用目的 匿名か否か等を明示 2) 被調査者の 利益保護規定</p>
第5項	<p>1) 統計作成目的 2) 市町村・ 市町村連合体へ (連邦参議院の 要求)</p>	<p>1) 譲渡内容の 法規定必要 2) 遮蔽化措置 3) 譲渡目的の厳守 (第8項で規定)</p>	<p>規定なし</p>	<p>規定なし</p>	<p>規定なし</p>
第6項	<p>1) 科学研究目的 2) 大学 中立の研究機関</p>	<p>1) 「大きな経費条項」 (非匿名票) 2) 利用者の公務規定 3) 譲渡目的の厳守 (第8項で規定) 4) 個票の抹消規定</p>	<p>左に同じ 左に同じ</p>	<p>左に同じ 左に同じ</p>	<p>規定なし 規定なし</p>
第7項		<p>第6項の守秘規定 (公務以外の者)</p>	<p>左に同じ</p>		<p>規定なし</p>
第8項		<p>譲渡先の遮蔽化規定 1) 譲渡目的の厳守規定 2) 個票の抹消規定 3) 譲渡先機関における 利用者の公務厳守規定</p>	<p>左に同じ しかし2)の 抹消規定なし</p>		<p>規定なし</p>
第9項		<p>1) 譲渡の記録(統計局) 譲渡先・内容・目的・等</p>	<p>左に同じ</p>		<p>規定なし</p>
第10項		<p>1) 第1項の守秘義務の 被譲渡者(第4, 5, 6項)への適用規定</p>	<p>左に同じ</p>		<p>左に同じ</p>

の第1項や『87年成立法』の同項と異なってはいない。相違点は、後二者では、規定の適用を除外する事項が、他の条項に別々にされていたが、『87年成立法』では、適用除外事項が、第1号から第4項までに、まとめて配列されていることである。それは、『87年成立法』が、全体として条項を著しく増やしている「条文編成」の理由からだけでなく、適用除外事項を限定的に明示するためでもある⁽²¹⁾。

統計業務従事者の守秘義務に関連して、『80年法』は、統計調査員にかんする条項を、まったくそなえていない。それにたいして、『87年法案』では、統計調査員の任用・服務規定(第14条)が設けられている。規定によると、1)統計調査員は、被調査者の信頼性を確保することと、統計の秘密を保持することを誓約しなければならない、2)申告義務者の不利益をひきおこす疑いがないように、調査員が任用・配置されなければならない。『87年成立法』では、さらに調査終了後にも、守秘義務規定が適用されることと、統計調査員に、その権利と義務が通知されることが、条文に明記されている。また、統計実査の局面では、被調査者が、調査票を密封用封筒をもちいて、調査員に返却するか、調査事務所へ、直接返送することを認められている(第15条第5項)。

つぎに、『80年法』は、統計目的のために、調査個票が譲渡される場合として、統計調査の実施機関相互における個人データの流れだけしか認めていない(第2項)⁽²²⁾。しかし、『87年成立法』は、それとともに地域集計のために、連邦統計局が州統計局に調査個票を提供すること、および国民経済計算を作成するに、連邦と州の統計局の間で、個票データを交換すること(第3項)、また、連邦統計を指定する法律によって、譲渡される個票データの種類と範囲が確定されることを条件として、統計作成のために、それを市町村の統計機関に譲渡すること(第5項)を認めている。第3項は、『87年法案』の起草過程における連邦統計局の配慮によって⁽²³⁾、第5項は、連邦議会の審議過程における地方自治体首長会議の要求によって⁽²⁴⁾、それぞれ設けられている。

このように、『87年成立法』は、統計目的の調査個票の譲渡を、統計作成の用途と作成主体＝譲渡先機関について、個別的に明確に規定している。つぎに、統計作成以外の目的のための譲渡も、譲渡目的が、著しく狭められ、厳密な秘密保護措置が要請されている。

『80年法』は、第11条「秘密保護」第3項において、連邦と州の行政官庁における調査個票の利用について、つぎのように規定している。

「(3)連邦統計局、州統計局その他の調査実施機関および官庁は、統計の作成を命ずる法規命令によって、特定の範囲の受領者と使用目的のために個別データの譲渡が認められており、調査票に、その主旨が表示されている場合には、調査分野を所管する連邦と州の上級官庁と、それらによって指定された機関、その他の公務員および公務の遂行に特別

の義務を有する者にたいして、その要請があれば、統計の個別データを提供する権利および義務を有する。これらの法規命令および調査票には、氏名、または氏名と住所を付して提供されるか、またはそれらを除いて提供するかが示されなければならない。回答者の情報提供によって得られた知識は、関係者にたいする不利益をもたらす措置のために利用されてはならない。」⁽²⁵⁾

したがって、『80年法』では、調査法規に譲渡先・利用目的、匿名か否か等が規定され、それが調査票に表示されていることを条件として、連邦や州の行政官庁に譲渡することが、一般的に認められていた。本条項にしたがうと、1983年国勢調査法が、①調査個票のデータを、住民登録の訂正のためにもちいること、②氏名を除く調査個票のデータを、連邦と州の行政官庁が、「合法的に所管業務を遂行するために」、提供すること、③「地域計画、測量、市町村計画および環境保護のために、必要な申告個票を、氏名を落として、……」市町村に譲渡することを認めていたこと⁽²⁴⁾は、連邦統計法との関係においては、法規定上の問題点は、一応、存在していないと言えよう⁽²⁶⁾。換言すると、『80年法』は、統計目的であれ、行政目的であれ、調査個票の譲渡については、制限条項と言うよりは、許可条項的な性格を強く帯びていたと言えよう。

『80年法』にたいして、『87年成立法』は、違憲判決の要請を受け入れて、調査個票の統計目的以外での譲渡を、統計目的であれ、行政目的であれ、「立法機関にたいする利用であって、計画目的のために」、個別値をふくむ統計表を、行政官庁に提供すること（第4項）に限定し、計画目的について、「個別的事例にかんする立法でない目的」と、個別情動的な利用を排除している。また、「中立的」な科学研究計画の実現のために、大学や研究所が個票データ者を利用することが認められているが、「申告個票が、著しく大きな時間、経費と労力の支出によっても、当事者に関連づけができないかぎり」と、調査個票が、実質的に匿名化されていること（第6項）が、譲渡の前提条件である。

また、譲渡先機関における調査個票の利用についても、1)関連法規によって、個票譲渡の許可規定を設けることが必要であること（第4項、第5項）、2)個票データ利用者にも守秘義務が適用されること（第10項）、3)調査個票の利用を、譲渡目的に限定すること、4)調査個票の譲渡を受ける市町村の統計機関を、他の行政機関から隔離すること（第5項）、5)調査個票の被譲渡者＝利用者を守秘義務の遵守を誓約した者に制限すること、および制限を厳守するための組織的技術的な措置がとられなければならないこと（第6項、第8項）、6)統計局が、個票データの「譲渡内容、譲渡先機関、譲渡の期日と目的」を記録し、記録を保管すること（第9項）と、厳密な秘密保護規定と、公務遵守規定、および遮蔽化規定が設けられていることが、新しい連邦統計法の特徴と言うことができよう。

ところで、『87年成立法』は、第16条の秘密保護にかんする直接的規定だけでなく、秘密保護にかんする多くの条項をそなえている。それをまとめて、表4に掲げておこう。

『87年成立法』の重要な特徴の一つは、調査個表の匿名化手続きを具体化するために、これまでの調査事項を表示する概念として、調査標識と補助標識を分立していることである。調査標識は、「統計的利用を指定された」、調査内容を担う「人的事物的事項にかんする申告」であり、補助標識は、調査個票を被調査者に関連づけるための個人識別情報である。同法の第10条が、両標識の内容を定義することによって、補助標識の利用方法を規定し、第11条は、補助標識が確認できるように、調査票に明示することを、さらに第9条は、調査票にもられている調査標識と補助標識を、調査法規の条文に記載することを要求している。第12条は、調査標識から、補助標識を分離する時点、補助標識の保管と抹消を指示する匿名化の手続き規定であり、試験調査についても、特別に分離・抹消規定が設けられている(第6条)。

最後に、第13条が、事業所と企業の住所データ体にかんする補助標識の利用方法を定めている。

ひるがえって、『80年法』は、第11条「秘密保護」において、匿名化手続きを、申告者と、その他の当事者を識別するために使用することができるデータ、とくに「氏名と住所」が、「他の申告情報から」分離・保管され、「連邦目的の統計作成のために、それが必要でなくなった場合には、消去されなければならない」(第7項)と規定している⁽²⁷⁾。そして、条文の内容は、簡単で、一般的であるが、本条項そのものが、1980年連邦統計法の主要な改正事項の一つであった。しかし、1981年3月に成立した1983年国勢調査法では、調査票が、個人識別データと、その他の設問から「分離・保管」することができるように、設計されていなかった⁽²⁸⁾。もっと重要なことは、違憲判決が、「現代的な自動データ処理の技術的な条件」のもとでは、「情報にかんする自己決定権が要求して、法律によって保障されるデータの匿名化と秘密保護にもとづく統計の遮蔽化こそ、国家機関が、計画的課題のために必要な情報に接近する道を開く」⁽²⁹⁾と、統計調査の存立にかかわる基本的要件として、匿名化手続きを要請していることである。

ゆえに、『87年成立法』は、上述したように、新しい調査方法概念である調査標識と補助標識を措定することによって、匿名化手続きを、著しく精密化している。また、同法は、『87年法案』と比較しても、「分離・抹消規則の適用は、行政の裁量に委ねられてはならない」⁽³⁰⁾と言う連邦データ保護委員等に主張によって、1)事前調査と試験調査における補助標識の分離・保管と抹消の時点と期限が明確化(第6条と第12条)され、また、2)住所データ体の利用規定が、統計調査過程の手続きにそって整理されている(第13条)。さ

らに、3)連邦参議院の要求によって、小地域統計を作成するための最小の表章単位が、「市町村の街区」から「街路側ブロック」に挟められた(第10条)が、調査個票の個人データを、同一個人にかんする他の申告データと結合することを禁止する新しい条項(第21条)によって、匿名化規定が補強されている。

調査個票の匿名化手続きにかんする条文を、さきの守秘義務や秘密保護にかんする規定と合わせてみると、被調査者-調査員-調査実施機関-州統計局-連邦統計局という調査組織と、連邦・州統計局から調査個票の譲渡を受ける機関団体という個票データの流れにそって、それらを、他の社会的機関と行政機関から隔離する遮蔽化規則が成立している。さらに、表4に掲げた他の条文にも、調査個票の利用目的等にかんする規定が設けられていることから、『87年成立法』全体が、統計調査の新しい秘密保護の原則に配慮した統計法であるということができよう。

注

- (21) 注(6)の文献 Bundestagsdrucksache 10/6666 1986 S.15
- (22) 注(10)の資料 Bundesgesetzblatt(ausgegeben zu Bonn am 20. März 1980 Nr. 12) S.292.
- (23) 注(6)の文献 Bundestagsdrucksache 10/5345 S.21
- (24) 注(6)の文献 Bundestagsdrucksache 10/6666 1986 S.16
- (25) 注(10)の文献 Bundesgesetzblatt (ausgegeben zu Bonn am 20. März 1980 Nr. 12) Teil I, S.292
- (26) Bundesgesetzblatt (1982) Gesetze über eine Volks-, Berufs-, Gebäude-, Wohnungs-, und Arbeitsstättenzählung (Volkszählungsgesetz 1983) I. S.369.
- (27) 注(10)の文献 Bundesgesetzblatt (ausgegeben zu Bonn am 20. März 1980 Nr. 12) Teil I, S.292
- (28) 注(2)の抽稿「統計調査におけるプライバシー問題の新局面-西ドイツの1983年国勢調査中止問題-」75頁
- (29) 抽稿(翻訳資料)「西ドイツ1983年国勢調査法にかんする連邦憲法裁判所の判決文」140頁
- (30) 注(6)の文献 Bundestagsdrucksache 10/6666 1986 S.7

(3)

先節までに、申告義務規定と秘密保護規定に焦点を絞って、新しい連邦統計法の特徴を考察してきたが、それは、つぎのようにまとめることができる。

第1に、調査個票を譲渡する根拠が、統計作成以外の行政目的や科学研究目的である場合はもとより、統計目的の場合でも、譲渡目的を具体的に規定することによって、きわめて明確に、限定的に確定されていることである。換言するならば、調査個票を譲渡する根拠、およびそのための法規定が、問われていることである。それは、申告義務規定についても、あてはまることであって、規定の適用については、一つひとつ統計調査の法規によって、確定しなくてはならないこと、したがって、そのたびごとに申告義務の根拠が問われる。ここには、秘密保護規定の必要性や申告義務規定の根拠という、統計法上の古くて新しい問題が、今日の統計事情、とくにプライバシー問題を踏まえて提起され、法律的に整備されてきていると評価することができる。

とくに、申告義務規定の根拠を明らかにするためには、それを課することによって得られる調査結果が、どのような情報内容をそなえているべきか、その基準を明確にする必要がある。新しい連邦統計法は、そのために、第1条「連邦目的の統計」を設けて、① 連邦統計には、中立性、客観性と科学的自立性の原則が適用されること、② 連邦統計は、広く社会全体のために社会的経済的生態的な諸関係を明らかにすること、および③ それが社会国家的原則を実現するための政策の前提条件であることと、政府統計の情報内容や社会的意義を、法文をもって、原則的に規定している。ここには、政府統計が社会的な公共財であって、一般的には、「国民の共有財産」⁽³¹⁾（経団連－高橋）とか、「Democracyのための Infrastructure」⁽³²⁾（千葉大 鈴木康夫）と表現されることに、言うなれば、社会的に公認された規範的な存在規定が与えられている。

「はじめに」において紹介したように、連邦憲法裁判所の違憲判決は、「個人情報にかんする自己決定権」を制限し、申告義務を課することができる根拠として、統計調査の調査目的の公共性をあげている。それが、『87年成立法』では、政府統計の情報性格にふみこんで、明確な定式化がなされている。統計調査の機能的な調査目的だけでなく、統計情報そのものが、客観的な自立性をそなえていることが、逆にいえば、一度申告義務の必要性を公認された統計調査では、被調査者に調査回答を強く求めることができる前提条件になっていることも、明らかであろう。

違憲判決や連邦統計法の規定は、基本規定であって、規定内容は、一般的形式的なものにならざるをえないが、この間改正された国勢調査法を見ると、その調査目的にかんする条項や、それを解説する法案資料において、調査目的が、連邦統計法の第1条の主旨にそって、具体的かつ詳細に延べられている。とくに、法案資料によると、統計情報そのものが、公共的な認識情報として、「政策的課題領域の問題状況」を分析し、「政党、社会的協約の当事者、経済・職業団体、その他の多数の経済的科学的公共組織の問題提起」にた

えることができ、「国民の生活条件の向上」を実現する社会的機能を発揮することが必要である。ゆえに、統計情報が、社会経済政策の一般的指針や行財政過程の基準指標として、法制化・制度化されているだけではなくて、「社会的経済的生態的諸関係を明らかに」することによって、「いろいろな政治的経済的主体」の社会的行為にたいする「公正機能」を担い、とくに国家の行財政活動にたいして、「批判原理」を提供すること、これが、統計調査の申告様式にかかわる申告義務規定が現代的な社会的実効性を発揮するための基本条件でなければならない⁽³³⁾。

したがって、調査技術的に見ると、申告義務規定は、統計調査の正確性と完全性を確保するための強制規定であるが、その現代的な法律的根拠をたどっていくと、調査目的、あるいは統計情報そのものが、公共財として、客観的中立性、あるいは科学的自立性をそなえるべきであることが、政府統計の基本原則として認識されつつある。また、申告義務規定の新しい意義に対応して、秘密保護規定の必要性も、被調査者個人の秘密を保護するためだけでなく、そのことによって、統計調査の正確性、ひいては統計情報の客観性と科学性を確保する機能が確認されつつあること、これが、連邦統計法に総括される統計改革の第一の方向といえよう。

第二に、統計調査の秘密保護にかんする条項群に眼をむけると、統計調査従事者の守秘義務だけでなく、統計調査の組織過程を全体として、他の社会的活動や行政機関から分離し、隔離する遮蔽化規則が貫かれている。遮蔽化規則は、統計機構を、一般の行政機構から独立させることを、統計調査の秘密保護を完全に保障する制度的な条件として要請する。統計機構の相対的な独立性は、西ドイツにおいては、「専門的な集中主義」によって、保障されている。

「ドイツ連邦共和国の政府の統計活動の特徴は、専門的集中主義、すなわち統計活動のために独立に設置された専門官庁としての統計局に、統計活動を集中していることである。ごく少数の例外的な場合についてのみ、連邦統計の作成が委託されている（例えば、農業行政、交通行政、労働行政とドイツ連邦銀行が、そうである）。

専門的集中の原則は、ヨーロッパにおいては、支配的な組織形態であって、すべての統計の有効な調整を保障し、多様な統計利用者が、すべての、ないしはほとんどの統計値を一つの機関において集中的に得ること、異なる利用者の要求は、しばしば同一の統計によって充足することができるから、重複調査を除くこと、および専門職員と機会装置を合理的に投入し、一様に稼動することができる。さらに、専門的集中主義は、社会経済的事象にかんする完結し、均整がとれた総体的な構成像を把握する統計を編成するための前提条件をである。」⁽³⁴⁾

したがって、連邦統計法は、連邦統計局と州統計局に、連邦政府の統計活動全体について、強い権限と広い範囲の業務を認めている。連邦統計は、個別的な行政需要や社会的必要性に応じて、連邦政府の各省庁によって、発議されるが、連邦統計局が、各省庁の要請にもとづいて、「州統計局と調整することによって、連邦統計を方法的に準備し、さらに開発」する。また、連邦統計局の主要な課題の一つは、調査計画と集計計画の調整と調査結果の公共的性格を確保することである⁽³⁵⁾。

このような連邦統計活動を、統計調査の申告義務規定と秘密保護規定の現代的な意義と結びつけて考慮するならば、統計活動を全体的に調整し、自立的な統計政策を展開する必要性と可能性が、プライバシーの新しい権利規定＝「個人情報にかんする自己決定権」によって、基礎づけを受けつつあること、これが、西ドイツの統計改革が指向する第二の方向性である。

第一と第二の方向性は、さらに政府の統計調査および統計情報が、個別的には、個々の社会的必要性や行政需要にもとづいて発生するとはいえ、全体としては、統計調査体系と統計体系の科学的な合理性を高めていく制度的な前提条件と見ることができる。

『87年法案』の提案説明書は、統計機構の遮蔽化が、専門的集中主義の原則と相まって、統計の秘密保護のためだけでなく、① すべての統計の調整と統計利用者の希望を実現すること、② 被調査者の負担軽減や重複調査の除去に効果的であることともに、③ 「統計調査の調査結果の、自己完結的な国家、経済、社会および環境の全体像への関連づけを容易にすること」⁽³⁶⁾を指摘している。ゆえに、新しい連邦統計法では、効率的な統計体系の合理化論とは、異なった観点から、統計体系の総体的な合理化が指向されていること、これが統計改革の第三の方向性と見ることができよう。

われわれは、新しい連邦統計法の特徴と、そこに表出している統計改革の方向性を析出してきたが、西ドイツの統計実践は、1980年代に先鋭化した統計調査環境問題に正面から対応することによって、たんに統計調査の秘密保護が厳密化されただけでなく、あるべき統計調査と統計行政の一つの現代的な方向性を定立しつつあると言えるのではないか。確かに、北ヨーロッパ諸国のレジスターデータベース統計機構は、統計作成の形態としての統計調査から離脱しつつある統計実践の注目すべき一つの将来的方向である⁽³⁷⁾。しかし、先進資本主義国においては、統計調査を離脱、あるいは断念することができる社会的条件が、こんにち、なお整っていないのが実情であろう。ゆえに、西ドイツの統計改革は、統計調査を放棄することができない統計政策の今後のあり方を示していると、高く評価することができよう。もちろん、西ドイツのその後のマイクロセンサスや1987年国勢調査が、いろいろな困難にままわれていることは事実であって、その困難を克服していく可能性は、

ここにあげた三つの方向性にそって、統計政策が、どれだけ進められていくにかかっているとおもわれる。それは、今後の統計調査や統計政策の展開を考察していく基本的な観点を、事物論理として、われわれの眼前に与えている。(1989年9月25日脱稿)

注

- (31) 高橋弘行「統計行政の諸問題と今後の課題」第57回日本統計学会講演報告集 175頁
- (32) 鈴木庸夫「統計法改正と今後の課題」第57回日本統計学会共通テーマ『統計法規と統計制度』における研究報告
- (33) 注(2)の文献 拙稿「西ドイツの統計改革—1987年国勢調査法の成立と意義—」第3節参照
- (34) Statistisches Bundesamt “Das Arbeitsgebiet der Bundesstatistik 1988” S.8.
- (35) 後出資料 1987年連邦統計法(条文)第3条参照。
- (36) 注(6)の文献 Bundestagsdrucksache 10/5345 S.13。
- (37) 工藤弘安「レジスターベースの統計制度」第57回日本統計学会講演報告集 179～181頁, 注(1)の文献 P. Redfern (H. a. g.), “Studie über die Zukunft der Volkszählung: Alternative Ansätze”, とくに “Die Volkszählung in den sechs besuchten Staaten” “Anlage 1 Dänemark”, “Anlage 5 Schweden” 1983. および L. Herberger “Introductory Remarks to the future of the population census” S. Johansson “Statistics based on administrative records as a substitute or a valid alternative to a population census”. in Proceedings of the 46th session, Bulletin of the International Statistical Institute, 1987. P65-70, P89-100参照。

資料 1987年連邦統計法（条文）

第1条 連邦目的の統計

連邦目的の統計（連邦統計）は、連邦的に構成されている政府統計の全体系において、集団現象にかんする経常的なデータを調査、収集、集計、表示および分析する課題をもつ。連邦統計には中立性、客観性および科学的自立性の原則が適用される。それは、科学的認識の適用と、その時点で事物適合的な方法と情報技術の投入によってデータを得る。連邦統計値によって、連邦、市町村と市町村連合体をふくむ州、社会、科学および調査研究のために、社会的経済的生態的諸関係が明らかにされる。連邦統計は、社会国家原則を実現するための政策の前提条件である。連邦統計のために調査される申告個票は、本法、ないしは他の連邦統計を指定する規定によって確定される目的のためにのみ利用される。

第2条 連邦統計局

- (1) 連邦統計局は、連邦内務省の管轄下に置かれる連邦の独立の上級官庁である。
- (2) 連邦統計局長は、連邦政府の指名にもとづいて、連邦大統領が任命する。
- (3) 連邦統計局は、財政計画に定められた業務計画と利用できる予算の範囲内で、それぞれの専門領域について権限をもつ連邦各省の要請にしたがって、その時点で事物適合的な方法にもとづいて、その業務を遂行する。

第3条 連邦統計局の課題

- (1) 連邦統計局の課題は、第26条第1項の規定ないしは他の法規定を留保条件として、つぎのとおりである。
 1. a) 州統計局と調整することによって、連邦目的の統計（連邦統計）を方法的技術的に準備し、さらに開発すること、
 - b) 州による連邦統計の調査計画と集計計画が統一かつ期日どおりに実施されるようにはかること、
 - c) 連邦統計の調査結果を、連邦のために必要な事物的地域的分類において編成すること、ならびに公共目的のために公表かつ提供すること、
2. a) 本法ないしは他の連邦法律によって定められているかぎりにおいて、ないしは関係州の同意が得られているかぎりにおいて、連邦統計を調査して集計すること、ならびに、
- b) 州統計局が実施しないかぎり、連邦目的のための追加集計および特別集計を行な

うこと

3. 連邦の上級官庁の委託にもとづいて第8条の統計を作成すること、
 4. 外国、ヨーロッパ協同体および国際機関の統計を収集して、その調査結果を公共目的のために公表し、提供すること、
 5. 第1号から第3号および第8条と第25条第1項にあげられている統計または統計の整理・作成を、事物的時間的空間的に調整すること、
 6. 連邦統計計画の策定および連邦統計にかんする連邦の法案と一般行政規則の作成に協力すること、
 7. 国民経済計算および他の連邦目的のための統計データの体系を編成して、公共目的のために公表し、提供すること、
 8. 連邦の統計情報システムを運営すること、ならびに他の連邦機関の特殊なデータバンクを調整すること、それは、連邦が連邦行政以外においてそのような計画に関与するかぎり、同様に適用される。
 9. 連邦統計のためのデータ獲得と加工の簡素化と改良のために、行政過程および訴訟手続の自動化のための連邦の番号制計画と努力に協力すること、本号は相応する計画に連邦が連邦行政部局以外において関与するかぎり、同様に適用される。
 10. 統計データの獲得と供給にかかわる委託研究を行なう連邦官庁に助言すること、ならびに連邦の上級官庁の委託をうけて、連邦統計にかんする領域の研究を行ない、調査報告書を作成すること、他の統計的ないしは同様の活動を行なうこと。
- (2) 州統計局およびその他の連邦統計の作成を委託された機関は、第1項第1号a号の連邦統計の方法的技術的な準備、およびその開発、ないしは第1項第1号b号の集計のために必要であるかぎり、要求にもとづいて、連邦統計局に申告個票を提供する。本項は、国際的な領域における連邦統計局の同様な業務にも適用される。
- (3) 連邦内での統一な編成が連邦の利益となるような州統計については、連邦統計局は、それが関係州の同意が得られるかぎり、第1項第1号の業務を行なうこと (wahrnehmen) ができる。

第4条 統計審議会

- (1) 連邦統計局には、統計審議会が設置されている。
- (2) 統計審議会は、連邦統計局に基本的な問題について助言を与える。
- (3) 統計審議会は、つぎの者から構成される。
 1. 連邦各省、連邦会計検査院、ドイツ連邦銀行及びドイツ連邦鉄道の各代表者1人

2. 州統計局長
3. 連邦データ保護委員
4. 地方自治体首長会議の代表者 1 人
5. 産業界の代表者 7 名および経営者団体の代表者 1 人
6. 労働組合代表 3 名
7. 農業界の代表者 2 名
8. 経済学研究機関の代表者 2 名
9. 大学の代表者 2 名

統計審議会の事務は、連邦統計局が行なう。

統計審議會は、連邦統計局長を議長として会議が開かれる。連邦統計局長と番号 1 から 3 にあげられた審議会委員は、議決の場合、助言的な発言のみを行なう。

- (4) 統計審議會は、事務規定を定める。
- (5) 州政府は統計審議会の会議に召院されて、その代表者から、いつでも意見を聞くことができる。
- (6) 第 3 項第 4 号から第 5 号までの審議会委員は、関係領域の団体または機関の推薦にもとづいて連邦統計局長によって任命される、連邦所管省の大臣推薦団体・機関を指名する。
- (7) 統計審議會は、特定の問題をとりあつかう専門委員会ないしは調査班を設けることができる。統計審議会の専門委員会および調査班の会議のために専門家を呼ぶことができる。専門委員会と調査班の会議には、連邦各省を召喚して、いつでも意見を聞くことができる。
- (8) 統計審議會、専門委員会および調査班の職務は名誉職である。

第 5 条 連邦統計の指定

- (1) 連邦統計は、本法、ないしは他の法規定において別に規定されないかぎり、法律によって指定されなければならない。その法規定は、州の情報需要をも考慮しなければならない。
- (2) 連邦政府は、つぎの必要条件が満たされているならば、連邦参議院の同意を得た法規命令によって、3 年間をこえない適用期限において、連邦統計として実施される企業、経営体および事業所における経済統計、環境統計ならびにその他の統計を指定する権限を与えられる。
 1. その連邦統計の調査結果が、特定の調査時点において確定される連邦目的の実現の

ために必要であること。

2. 連邦統計は、限定された個人の集団だけを把握することができること。
 3. 公表のための費用をのぞいて、連邦統計の費用見積りは、1年間の調査のために、連邦と、市町村および市町村連合体をふくむ州の合計額が、200万DMを超えないこと。経済統計と環境統計は、申告義務を課することができる。その他の統計は、申告義務が課されない場合だけ、指定することができる。
- (3) 連邦政府は、ドイツ連邦議会に、1988年を第1回目として、2年毎に、第2項によって指定される統計ならびに、第7条にもとづく統計にかんする報告を提出する。報告には、連邦と市町村および市町村連合体をふくむ州にたいして発生する経費の見積額が示されなければならない。さらに、被調査者の負担についても、報告は説明しなければならない。
- (4) 連邦政府は、調査結果がもはや必要でない、または当初予定されていた調査の詳細さ、ないしは頻度が必要ではなくなった場合、または連邦統計の実質的な必要条件がなくなるか、あるいは本質的に変化した場合には、連邦参議院の同意をえた法規命令によって、4年をこえない期限において、連邦統計の実施ないしは個々の標識の調査を中止するか、調査周期を長くするか、調査期日を延期するか、または調査対象者の範囲を縮小する権限を与えられている。さらに、連邦政府は、連邦参議院の同意をえた法規命令によって、4年をこえない期限において、法規定によって定められている申告義務がある調査を、申告義務がない調査に、それによって連邦統計の十分な調査結果が得られることができるかぎり、きりかえる権限を与えられている。
- (5) 申告が、もっぱら一般的に接近できるデータ源から得られる連邦統計は、法律ないしは法規命令による指定を必要としない。そのことは、連邦統計局ないしは州統計局が、法規定によって、公的な記録を得る権限を認められているかぎり、申告が、公的記録からだけ得られる連邦統計にも同様に適用される。

第6条 連邦統計の準備と実施のための措置

- (1) 連邦統計局と州統計局は、法規定によって指定された連邦統計の準備と実施のために、つぎの調査を行なうことができる。
1. 被調査者の範囲と統計的区分を明らかにするための調査
 2. 調査票と調査手続の合目的性を吟味する試験調査
- 申告義務がない連邦統計では、第1号および第2号の調査の申告についても、申告義務はない。申告義務がある連邦統計においては、第2号の調査の申告についてののみ、申

告義務がある。第1号および第2号の調査の申告は、できるだけ早い時点で抹消されなければならない。第1号の調査の申告は、遅くとも、連邦統計の実施範囲において相応する調査申告が論理性と完全性を吟味された後、第2号の調査の申告は、遅くとも試験調査の実施後3年以内に抹消されねばならない。第2号の調査の申告においては、氏名と住所を、他の申告事項から、できるだけ早い時点で分離し、別に保管されなければならない。

(2) 連邦統計局と州統計局は、連邦統計を指定する法規定の準備のために、つぎのことは行なうことができる。

1. 被調査者の範囲と統計的区分を確定するために、申告票を調査すること
2. 調査票と調査手続を、その合目的性について試験すること

第1号および第2号の調査の申告については、申告義務はない。それは、できるだけ早い時期に抹消されなければならない。第2号の調査の申告については、氏名と住所を、他の申告事項から、できるだけ早い時点で分離し、別に保管されなければならない。

第7条 特殊目的の調査

- (1) 連邦の上級官庁の政治的決定の準備と基礎づけのために、短期的に発生するデータ需要を満たすために、連邦の上級官庁がそのような連邦統計を要求するならば、申告義務がない連邦統計を実施することができる。
- (2) 統計の領域における科学的方法的な課題を明らかにするために、申告義務がない連邦統計を実施することができる。
- (3) 第1項の連邦統計については、連邦の上級官庁が設定する期間内に、州統計局によって、作成されないかぎり、第2項のそれについては、州統計局そのものによって実施されないかぎり、連邦統計局は、第1項および第2項の連邦統計を作成する権限をもつ。
- (4) 第1項および第2項にもとづく連邦統計は、最高10,000人までの被調査者を把握することができる。
- (5) 経過過程を記録するために、繰返し調査を、最初の調査後5年まで実施することができる。

第8条 行政業務のデータの加工

- (1) 連邦の行政官庁が、統計法規ないしは統計にかんする行政規則以外の法規定によって、データを調査するかぎり、ないしは、そこでデータが他の方法で付随的に作成されるかぎり、そのデータの統計的加工は、まったく、ないしは部分的に連邦統計局に委ねられ

る。連邦統計局は、委託を受けた機関の同意を得て、整理されたデータから一般目的の統計数値を作成し、公表する権限をもつ。

- (2) 連邦統計を指定する法規定のなかの特別規定は、本条の規定とかかわりをもたない。

第9条 連邦統計の法規定の規定範囲

- (1) 連邦統計を指定する法規定は、調査標識、補助標識、調査の種類、回答時期、周期および調査者の範囲を確定しなければならない。
- (2) 連邦統計を作成するための連続番号と整理番号は、連邦統計が、調査標識と補助標識以外の個人的事物的関連性にかんする申告をふくむかぎり、連邦統計を指定する法規定において規定を必要とする。

第10条 調査標識と補助標識

- (1) 連邦統計は、調査標識と補助標識にもとづいて作成される。調査標識は統計的利用を指定された人的事物的事項にかんする申告事項を把握する。補助標識は、連邦統計を作成するために、技術的に利用される標識である。それは、第2項ないしは特別な法律が認める場合だけ、その他の目的のために利用できる。
- (2) 市町村名と街路ブロック名は、調査標識の地域分類のために利用することができる。住所の他の部分は、街路ブロックを区分するために、調査終了後4年間利用することができる。連邦統計を指定する法規定における特別規則は、本項に関係がない。
- (3) 街路側ブロックは、一つの市町村地域内において、街路入口ないしは、同様の境界によって、囲まれる面域の同一の街路の街路側である。

第11条 調査票

- (1) 調査票が被調査者によって記入されなければならない場合には、回答も定められた形式で調査票に記入されなければならない。
- (2) 申告の正確性は、調査票のなかに指示があれば、署名によって確認されなければならない。
- (3) 調査票は機械読みができるように設計することができる。それは、調査標識および補助標識以外の人的事物的事項にかんする質問をふくんではない。
- (4) おのおの連邦統計の法律的根拠とその実施のために用いられる補助標識が調査票に表示されなくてはならない。

第12条 補助標識の分離と抹消

- (1) 補助標識は、第2項、第10条第2項、第13条ないしは他の法規定がとくに規定しないかぎり、統計局が、調査標識と補助標識の論理性と完全性について審査を終えたのち、直ちに抹消されなければならない。補助標識は、できるだけ早い時点で、調査標識から分離され、特別に保管されなければならない。
- (2) 連邦統計の作成を目的とする定期的な調査においては、被調査者の範囲を確定するために必要な補助標識は、それが、次期の調査に必要であるかぎり、特別に保管されなければならない。それは繰返し調査の期間が終了したのちに、抹消されなければならない。

第13条 住所データ体

- (1) 連邦統計局と州統計局は、その業務範囲において、住所データ体を、それが企業、経営体および事業所の経済統計と環境統計に関係があって、必要であるかぎり、つぎのために利用する。
 1. 連邦統計の準備においては
 - a) 調査単位の確認のために、
 - b) 標本調査において、数学的方法にしたがって、調査単位を抽出するために、
 - c) 標本交代計画の作成と被調査者の負担を確定するために、
 2. 連邦統計の調査においては、
 - a) 調査票の送付のために、
 - b) 被調査者における調査票の審査と再調査のために、
 3. 連邦統計の整理においては、
 - a) 調査結果の正確性を吟味するために、
 - b) 統計的区分、集計、および統計的利用のために、
 - c) 標本調査における推定のために、
- (2) 第1項の住所データ体を運用するために、企業、営業体および事業所にかんする経済統計と環境統計のつぎの補助標識と調査標識をもちいることができる。
 1. 調査単位の名称と住所、企業においてはその部門、経営体においては営業地および本店（社）の名称と住所、ならびに所有者ないしは経営体の代表者の名称。
 2. 企業の法的形態
 3. 経営部門、手工業の役割についての登録と活動の種類
 4. 従業員数
 5. 企業または経営体が登録している統計の標識番号
 6. 住所データ体への記載期日
- (3) 連邦統計局と州統計局は、その業務範囲において、住所データ体が運用されているかぎり、第2項の標識とその変更について通知をうける。

- (4) 第2項の標識は、第1項にあげられている目的が達成されるかぎり、抹消されなければならない。
- (5) 連邦統計を指定し、データ体の利用を定める法規定は、本項にかかわりがない。

第14条 調査の委託者

- (1) 連邦統計の実施において、調査委託者が任用される場合には、委託者は信頼性の確保と秘密の保持を誓約しなければならない。調査委託者は、その職務上ないしは、その他の理由から、調査業務から得た情報が申告義務者の不利益（Laster）をひきおこすように利用される疑いがあるときには、任用されてはならない。
- (2) 調査委託者は、その業務から得た情報を他の手続ないしは目的のために利用してはならない。委託者は、第16条にもとづく統計の秘密保持と調査業務の機会に得られた情報の秘密保持を文書によって義務づけられる。守秘義務は、調査終了後にも、適用される。
- (3) 調査委託者は、調査事務所の指示にしたがうことを義務づけられる。その業務活動においては、その身分を明らかにしなければならない。
- (4) 調査委託者は、その権利と義務について、通知されなければならない。

第15条 申告義務

- (1) 連邦統計を指定する法規定は、調査が申告義務をそなえているかどうか、および申告義務の範囲を規定しなければならない。申告義務が規定されているときには、すべての個人、私法上ないしは公法上の法人、個人団体、連邦と州の官庁ならびに市町村と市町村連合体は、合法的に設定された質問に回答することを義務づけられる。
- (2) 申告義務は、連邦統計の実施を公的に委託された機関と個人にたいして存在する。
- (3) 回答は、真実性と完全性を守って、および連邦および州の統計局によって定められた期間内に履行されなければならない。文書での申告では、合法的に記入された調査票が調査事務所に届いたとき、はじめて、回答が履行されたとみなされる。回答は、法律に特別の規定がないかぎり、回答の受信者にとって経費、郵便料の負担がかからないように履行されなければならない。
- (4) 調査の委託者が任用される場合には、調査票の設問は、口答ないしは文書で回答することができる。
- (5) 第4項の場合、文書での申告では、記入済みの調査票を調査委託者に手渡すか、密封封筒で渡すか、調査事務所に届けるか、送付するか、することができる。
- (6) 申告請求に対する異議や抗告は、申告を遅延させる効果をもたない。

第16条 秘密保護

(1) 連邦統計のために提供された人的的事項にかんする申告個票は、特別の法規定に特別に定めがないかぎり、連邦統計の作成を委任された公務員および公務を特別に義務づけられた者によって、その秘密が保護されなければならない。それはつぎの場合には適用されない。

1. 被調査者が文書で、その譲渡と公表を承認した申告個票
2. 第15条第1項にかかげる公共機関に関連しており、また、連邦統計を指定する法規定にもとづく申告義務が存在するかぎり、一般的に入手できるデータ源からの申告個票
3. 連邦統計局と州統計局によって、他の被調査者の申告個票と連結され、かつ統計値として表示されている個別データ値
4. 被調査者ないしは当事者に関係づけられない申告個票

最近では、1985年12月19日付法律の（B G B I. I S. 2436）によって改正されている1976年3月16日の税法（B G B I. I S. 613, 1977 I S. 269）の第105条第1項ならびに第116条第1項との関連における第93条、第97条、第105条第1項および第111条第5項は、連邦、州地方自治体統計を委任されている個人と機関については適用されない。

(2) 連邦統計の実施を委任された個人と機関相互の申告個票の譲渡は、その連邦統計の作成のために必要であるかぎり許される。

(3) 連邦統計局は、州統計局に、調査領域に関連する申告個票を、地域的な特別集計のために譲渡することができる。連邦および州の国民経済計算の作成のために譲渡することができる。連邦および州の国民経済計算の作成のために、連邦統計局と州統計局は、相互の間で、連邦統計の申告個票を譲渡することができる。

(4) 立法機関にたいする利用であって、計画目的ではあるが、個別的事例の規定ではない目的のために、連邦統計局と州統計局から、連邦の上級官庁ないしは州官庁に、票のマス目に個別値が示されている場合にも、統計値の表を譲渡することができる。第1文による譲渡は、連邦統計を指定する法規定が、連邦の上級官庁ないしは州官庁にたいする申告個票の譲渡を認めるかぎりにおいて、許される。

(5) 申告個票は、統計目的にかぎって、その譲渡が連邦統計を指定する法律において規定され、ならびに譲渡される申告個票の種類と範囲が規定されているときには、連邦統計局と州統計局から、市町村と市町村連合体の統計業務を実施する機関に譲渡されることができる。譲渡は、州法によって、地方自治体において、この譲渡先機関の他の行政機関から分離が確保され、統計の秘密が組織的手続き的に保護されているかぎり、認めら

れる。

- (6) 申告個票が、著しく大きな時間、経費および労力の支出によって、当事者に関連づけることができないかぎり、また、被譲渡者が、公務員、公務を特別に課せられた者、および第7項を義務づけられた者であるならば、科学研究計画の実施のために、その申告個票を、連邦統計局と州統計局から、大学および中立的な研究課題をもつ他の機関に、譲渡することができる。
- (7) 第6項の申告個票を得る者は、公務員、ないしは公務をとくに義務づけられた者でないかぎり、譲渡の前に、秘密の保持を義務づけられる。1974年3月2日づけの義務法第1条第2項、第3項および第4項第2号（BGB I.1 S. 469, Artikel 42）が、それは1974年8月15日付けの法律によって改定されたが、ここでも準用される。とくに、第1文の義務を負う者は、個人秘密（第203条第2項、第4項、第5項、第204条、第205条）と義務上の秘密（第353b条第1項）の侵害にかんする刑法典の規定の適用については、公務をとくに義務づけられた者に同等である。
- (8) 特別な法規定ないしは第4項、第5項ないしは第6項にもとづいて譲渡された申告個票は、譲渡された目的のためにだけ利用することができる。第6項の場合、科学研究計画が終了した後、直ちに申告個票は、抹消されなければならない。申告個票が譲渡される機関においては、公務員ないしは公務を特別に義務づけられた者、ないしは第7項第1文の義務を課せられた者だけが、申告個票の取得者であることを保障する組織的技術的な措置がとられなくてはならない。
- (9) 特別な法規定、または第4項、第5項、または第6項にもとづいて譲渡された申告個票の譲渡は、譲渡の内容、譲渡先機関、譲渡の日時および目的について、統計局によって記録されなければならない。記録は、最低5年間は保管されなければならない。
- (10) 第1項の守秘義務は、特別な法規定、および第5項、第6項にもとづく申告個票の受取者ないしは第4項の統計表の受取者にたいしても存在する。それは、第4項の譲渡にもとづく公表事実には、適用されない。

第17条 通知

被調査者は、文書で、つぎのことについて通知を受けなければならない。

- 1. 調査の目的、種類および範囲
- 2. 統計の秘密保持（第16条）
- 3. 申告義務の存在、ないしは申告の任意性（第5条第2項と第15条）
- 4. 分離と抹消（第12条）

5. 調査委託者の権限と義務（第14条）
6. 申告請求にたいして、拒否と抗告が遅延させる効果をもたないこと（第15条第6項）
7. 住所データ体を作成するための補助標識と調査標識（第13条第2項）
8. 連続番号と整理番号の意味と内容（第9条第2項）

第18条 ヨーロッパ共同体の統計調査

- (1) 本法の連邦統計にかんする規定は、第2項の条文を留保条件として、ヨーロッパ共同体の直接的な効力をもつ法律行為によって指定される調査にも、法律行為から、特別のことが発生しないかぎり準用される。
- (2) ヨーロッパ共同体の直接的に効力をもつ法律行為によって指定される調査の標識が連邦統計を指定する法律の標識と一致しない、ないしは同等でないかぎり、ヨーロッパ共同体の法律行為が申告義務を明示していなければ、申告は任意である。

第19条 連邦統計局の国際的な業務

連邦統計局は、国際分野において、とりわけヨーロッパ共同体およびその他の国際機関のために、統計プログラム及び法規定の準備、統計の方法論的および技術的準備と調整、ならびに国民経済計算その他の統計データの総合体系の作成のための活動に参加し、統計調査の結果をヨーロッパ共同体と、その他の国際機関に提供しなければならない。

第20条 連邦統計の経費

- (1) 連邦統計の経費は、連邦官庁について生じた経費については、連邦政府により、その他の経費については、州によって負担される。

第21条 再識別の禁止

本法ないしは連邦統計を指定する法規定の課題からはずれて、連邦統計の調査個票、ないしは同様の申告票を、個人、企業、または事業所の関連記録を作成するための他の申告票と結合することは、禁止されている。

第22条 罰則規定

第21条に違反して、連邦統計の調査個票、ないしは同様の申告票を他の申告票と結合する者は、1年以下の禁固刑、ないしは罰金刑を課せられる。

第23条 罰金規定

- (1) 意図的に、あるいは過失によって、第15条第1項第2文、第2項および第3項第1文に定める申告をしない、正しくしない、完全にしない、ないしは期限内に履行しない者は、秩序違反に処せられる。
- (2) 第11条第1項に違反して、回答を調査用紙ないしは指定されている様式で記入しなかった者も、秩序違反に処せられる。
- (3) 秩序違反は、10,000マルクまでの罰金によって処罰することができる。

第24条 秩序違反にかんする法律の意味における行政官庁

つぎの場合に、連邦統計局は、秩序違反法第36条第1項の意味における行政官庁である。

1. 第6条第1項との関連における第3条第1項第1号aによって連邦統計を準備する場合
2. 第5条第2項および第6条第1項との関連における第3条第1項第2号aにおいて、連邦統計の調査する場合
3. 本法および他の連邦法にもとづいて連邦統計を加工する場合。

それは、同時に、連邦統計局が第18条にもとづいて、調査の実施を義務づけられる場合にも適用される。

第25条 州統計と自治体統計における申告拒否および抗告が申告遅延させる効果

法規定によって指定される州統計と自治体統計の作成において、申告命令にたいす拒否および抗告が、申告を遅延させる効果をもたないことを、州法によって規定することができる。

第26条 経過規定

- (1) 連邦政府が、連邦大臣、ないしは大臣によって指定された機関に、特定の連邦統計のために、第3条第1項第1号と第2号の課題を、すべて、ないしは部分に遂行する権限を与えているかぎり、権限は、委託を受けた機関において、統計業務をかかわる組織単位と、他の業務部門の分離が確保されており、統計の秘密が組織と手続きによって保護されているかぎり存在する。
- (2) 現行の連邦統計を指定する法規定によって、調査が実施されているかぎり、申告個票は、技術的な実施のために必要であって、つぎのような目的規定をもつ補助標識として参照することができる。

1. 被調査者の確認, 必要な再調査の実施, ならびに氏名, 住所, 電話番号およびテレックス番号のような申告請求のために必要な住所の確定
 2. 被調査者の郡への分類, 経済活動の種類への分類のような被調査者の統計的区分
 3. 調査標識の区分と判別
 4. 当事者の記号化のために
番号4の記号化は, 特別な法規定を留保条件として, それが連邦または州の統計局によって, 当事者に関連をつけることができないかぎり, 認められる。
- (3) 連邦統計を指定し, 1984年12月31日以前に発効している法規定において, 第16条第4項第1文ないしは第6項の規定を超える申告個票の譲渡が規定されているかぎり, その条文は, 本法の発効後, 遅くとも4年以内に効力を失う。
- (4) 調査が, 連邦統計を指定する現行の法規定にもとづいて実施されており, 回答の任意性が明示されていないかぎり, 第15条第1項第2文によって, 申告義務が発生する。いかなる統計において, 被調査者の法律的な申告義務が存在するか, 統計目的, 利用者の利益および被調査者の負担から判断して, 申告義務は, どの範囲で存続すべきかについて, 連邦政府は, 1988年1月1日までに, 連邦議会に報告する。報告においては, さらに, 本法が追求する目的が, 個別統計の法規定に変更を引き起こすかどうか, およびその範囲について記述されていなければならない。

第27条 ベルリン条項

本法は, 1952年1月4日付けの第3移行措置法第13条第1項の規準にしたがって, ベルリン州にも適用される。本法にもとづいて公布される法規定は, 第3移行措置法にしたがって, ベルリン州に適用される。

第28条 施行規定

本法は, 第26条第1項を除いて, 公示日翌日に効力を発する。第26条第1項は, 1989年1月1日に発効する。本法の発効によって,

1. 1980年3月14日の連邦目的の統計にかんする法律 (B G B I . I S. 289)
 2. 1968年12月28日付の連邦目的の統計の部門における秩序違反の訴追および処罰にかんする行政命令 (B G B I . I S. 1410)
- は効力を失う。